

# 災害復旧ローン

令和6年2月19日現在

商 品 名	災害復旧ローン(令和6年能登半島地震)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和6年能登半島地震により被害を受けられた方</li><li>・満20歳以上の方で安定継続した収入がある方</li><li>・当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方</li><li>・一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方</li></ul>
お使いみち	<p>① 申込者または申込者の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫)が生活再建のために必要とする資金で次のいずれかに該当するもの</p> <p>a. 自動車関連資金(オートバイ、自転車を含む) 購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可)、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用</p> <p>b. 教育関連資金</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・就学する学校等への納付金(最長1年分)</li><li>・就学にかかる付帯費用(最長1年分、100万円以内)</li></ul> <p>※申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>c. 住宅・リフォーム関連資金 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用 ※売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>d. 医療費 ※申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>e. その他物品購入・修理資金 ※申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>② 申込者が必要とする生活資金 ※1顧客1回限り、100万円以内</p>

	など、生活再建のために幅広くご利用いただけます。
ご用意いただく書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人確認書類(運転免許証等)</li> <li>・ 資金使途確認書類 ※生活資金は徴求不要</li> <li>・ 支払済資金の場合、領収書、通帳等</li> <li>・ 年収確認書類 ※保証金額が100万円超は必要</li> <li>・ 被災状況確認書類 ※申込金額500万円超または前記お使いみちの②に該当する場合は、必要になる場合があります。</li> </ul>
ご融資金額	1000万円以内
ご融資期間	3ヵ月以上 15年以内
ご融資利率	固定金利 1.25%(保証料込み)
ご返済方法	<p>毎月元金均等・元利金等の割賦返済 (元金返済据置期間は1年以内)</p> <p>※保証金額の50%以内につき6ヵ月毎の増額(ボーナス)返済併用も可能です。</p>
お支払方法	原則としてお支払先等へお振込みさせていただきます。
保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので保証人は必要ありません。担保も不要です。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査の結果ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。</li> <li>・ 詳しくは当金庫本支店の渉外担当者または窓口へお尋ねください。</li> </ul>
取扱期間	令和6年2月19日～令和6年12月30日

融-16